

著作者、職務著作、共同著作物

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年7月6日改訂

著作者

■ 著作者が原始的に取得する権利

- ① 著作権： すべての支分権。ベルヌ条約における“economic rights（経済的権利）”。ただし、例外として、29条は、映画の著作物の著作権者は、映画製作者と規定している。
- ② 著作者人格権は、ベルヌ条約における“moral rights”。ベルヌ条約6条の2では、経済的権利が移転された後も著作者に留保される名誉権と規定されている。

- 支分権は、別個に、譲渡可能（61条1項）。

- 著作者人格権は、譲渡不可能（59条）。

→ 支分権譲渡の結果、一部の著作権、その他の著作権、著作者人格権それぞれの権利者が別人になり得る。

■ 著作者の推定

- 著作物を公表する際に実名又は周知の変名（ペンネーム、芸名等）が表示された場合、その者は当該著作物の著作者と推定される（14条）。
- 実務的に、この推定は覆されることがある。

14条

「著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「**実名**」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「**変名**」という。）**として周知のものが**著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」

職務著作

■ 職務著作規定

15条

「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」

- 被用者が創作した著作物が15条の要件を充足する場合、使用者が著作者とみなされる。そのため、使用者が、著作者人格権の主体となり、かつ原始的に著作権を取得する。
- 「法人その他使用者」には、個人事業主も含まれる。

■ 職務著作の成立要件

1. 使用者の「発意」

- 「発意」は、広く解釈される。
- 使用者から著作者に著作の指示があった場合、著作者が使用者から著作の承諾を得た場合に限定されない。
- 上記のような指示・承諾がなくても、使用者が著作者に著作が想定される業務を担当させることをもって「発意」と言える。
- 著作物作成の発案が社外の第三者によってなされた場合でも、使用者が内部作成を決定したのであれば、当該使用者の「発意」に基づくと言える。

15条

「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」

2. 著作者が「法人等の業務に従事」していたこと

- この要件が争点になることが多い。
- 雇用契約がある場合に限定されない。
- 実質的な指揮監督関係があり、その結果、著作者が使用者から受領する対価が労務提供の対価と評価できるのであれば、「法人等の業務に従事」と言える（アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件最高裁判決）。
- 派遣労働者は、派遣先の指揮監督を受けて業務を遂行するため、派遣先の業務に従事していると言える。
- 形式は請負契約であっても、請負人が実質的指揮監督を受け、その業務遂行の裁量が制約されていた場合は、「法人等の業務に従事」と言える。

■ 最高裁平成15年4月11日判決（アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件）

「著作権法15条1項は、法人等において、その業務に従事する者が指揮監督下における職務の遂行として法人等の発意に基づいて著作物を作成し、これが法人等の名義で公表されるという実態があることにかんがみて、同項所定の著作物の著作者を法人等とする旨を規定したものである。同項の規定により法人等が著作者とされるためには、著作物を作成した者が「法人等の業務に従事する者」であることを要する。そして、法人等と雇用関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、雇用関係の存否が争われた場合には、同項の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である。

（2）これを本件についてみると、上述のとおり、被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。これらの事実、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。ところが、原審は、被上告人の在留資格の種別、雇用契約書の存否、雇用保険料、所得税等の控除の有無等といった形式的な事由を主たる根拠として、上記の具体的事情を考慮することなく、また、被上告人が上告人のオフィスでした作業について、上告人がその作業内容、方法等について指揮監督をしていたかどうかを確定することなく、直ちに3回目の来日前における雇用関係の存在を否定したのである。そうすると、原判決には、著作権法15条1項にいう「法人等の業務に従事する者」の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ず、論旨は理由がある。

5 以上によれば、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、前記の点につき更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」

15条

「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」

3. 「職務上」作成されたこと

- 勤務時間の内外、職場の内外を問わない。
- 退勤後に自宅で著作物を作成をしても、実質的指揮監督の対象となる作業として作成されたのであれば、「職務上」の作成と言える。

15条

「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」

4. 使用者の名義で公表されるものであること

- 公表名義の要件の趣旨： 会社の名義で著作物が公表された場合にその著作物の社会的責任と社会的信頼が会社に帰属することが当該要件の趣旨と考えられる。
- 現実には使用者の名義で公表されていなくても、使用者の名義で公表されることが予定されていれば、公表されたときにこの趣旨が妥当するので、公表名義の要件は充足され则认为る。
- コンピュータ・プログラムの著作物については、この要件は要求されていない（15条2項）。コンピュータ・プログラムには著作者を表示する慣習がないことがその理由になる。
- ◆ 会社がその名義で発行した出版物の各記事に従業員である執筆者の名前が表示されていた場合、会社名義の下で公表されたと言えるか？
 - 著作物の社会的責任と社会的信頼が会社に帰属する態様で会社名が併記されていたのであれば、会社名義の下で公表されたと評価できる。

職務著作

- 職務著作規定の趣旨
- 平成15年4月11日最高裁判決（アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件判決）
「著作権法15条1項は、法人等において、その業務に従事する者が指揮監督下における職務の遂行として法人等の発意に基づいて著作物を作成し、これが法人等の名義で公表されるという実態があることにかんがみて、同項所定の著作物の著作者を法人等とする旨を規定したものである。」
- 人々が15条1項の要件を充足する著作物の権利は会社に帰属するとの認識をもっている実態を尊重するのが趣旨と理解できる。

【米国】

- 会社が職務著作物の著作者とされる。
- Article 201 (Ownership of copyright), Copyright Law of the United States
- (a) Initial Ownership.—Copyright in a work protected under this title vests initially in the author or authors of the work. The authors of a joint work are coowners of copyright in the work.
- (b) **Works Made for Hire**.—In the case of a work made for hire, the employer or other person for whom the work was prepared is considered the author for purposes of this title, and, unless the parties have expressly agreed otherwise in a written instrument signed by them, owns all of the rights comprised in the copyright.

【ヨーロッパ】

- 基本的に、職務著作の概念はない。ただし、コンピュータ・プログラムについては利用権が会社に帰属する。

共同著作物

■ 共同著作物： 複数の著作者により創作され、著作権及び著作者人格権が共有される著作物。

2条1項12号

「共同著作物 二人以上の者が**共同して創作**した著作物であつて、その**各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの**をいう。」

■ 共同著作物になる要件

① 共同著作行為（複数の者が創作に寄与したこと）

● **創作に寄与していない関与者は、共同著作者にならない。**例えば、創作に寄与することなく著作者の作業を補助したに過ぎない者（ノンタン絵本事件）、抽象的な助言をしたに過ぎない者（著作権判例百選事件）は、共同著作者ではない。

- ・ ノンタン絵本事件： 夫婦二人の共同著作として絵本が公表されていたが、離婚後に共同著作が争われた。線引き、絵塗等の片方の作業は創作的寄与ではないと判断された。
- ・ 著作権判例百選事件： ある大学教授が、判例百選の編集者として表示されていたものの、抽象的な助言をしていたに過ぎず、編集著作物（判例百選）の創作に寄与していないと判断された。

② 各人の共同創作の意思 → 共同創作の意思がない場合は、一方の著作物を他方が翻案した二次的著作物になる。

- 共同創作の意思は、明示される必要はなく、黙示のものであってもよい。
- 共同創作の意思は不要であり客観的な共同性があればよいという説もある。

- ③ 分離利用不可能性（著作物の一部（各人が寄与した部分）を分離することが不可能であるか、分離後の著作物をそれぞれ個別に利用するのが不可能であること）
- 分離が可能であり、かつ個別利用可能な場合は、結合著作物※になり、各人が独自に自己の著作物の著作権・著作人格権を有する。
 - 著作物の一部を物理的に分離できても、分離後の著作物の経済的価値又は作品価値がなくなる場合は、分離利用不可能と評価されるべきと考える。
- ※「結合著作物」は、条文で規定されている概念ではない。

- 共同して作成された著作物が分離利用可能な場合の例： 楽曲と歌詞が結合された歌、イラストと説明文で構成される書籍（「だれでもできる在宅介護」事件東京地裁判決では、イラストと説明文は個別に利用可能と判断された）
- 共同して作成された著作物が分離利用不可能な場合の例： 座談会での口述（通常、各人の発言を独自に取り出すと、各発言は意味をなさなくなる）
- メロディーと歌詞が結合された歌については、作曲家が独自にメロディーの著作権・著作人格権著作権を有し、作詞家が独自に歌詞の著作権・著作人格権著作権を有する。

東京地裁平成9年3月31日判決（「だれでもできる在宅介護」事件）

【裁判所の判断】

「書籍六初出部分は、イラストと説明文とからなり、両者が一体として作成されているが、説明文のみあるいはイラストのみを分離して利用することも可能であるので、このイラストと説明文とは、小説とその挿し絵ないしは作曲と作詞と同様にいわゆる結合著作物に当たるとみるべきであり、著作権法二条一項一二号の共同著作物ではないと解される。また、書籍六初出部分のE O、B b、原告及びA V栄養科長の各著作部分も分離して利用することが可能であり、これもそれぞれ別個の著作物が一体となって書籍六初出部分に掲載されているものと解される。したがって、書籍六初出部分については、E OとB bの意見を総合して記載し、E OとB bの寄与を分離して個別的に利用することができない部分、及び、原告とE OとA pの共同編集著作のみが、同一二号の共同創作行為であると認められる。

そして、共同著作物の持分の割合については、共有者の意思が不明な場合には、民法二五〇条により、各共有者の持分は相均しきものと推定されるのであるが、本件の書籍六及び後記の書籍七についてこれを検討するに、このような著作物においては、原則として各共同著作者の共同著作物全体に対する寄与度の割合に応じてその持分を定めるとの黙示の合意が各共同著作者間にあったとみるのが、合理的でかつ公平に資するところであると認められるので、以下、本件については、各共同著作者の関与の態様などから、その寄与度の割合が相均しいものでないことが証拠上明らかである場合には、その共同著作部分の全体に占める寄与度の割合を基準にしてその持分を定めることとし、その関与の態様ないし寄与度が明瞭ではない場合には、民法二五〇条の趣旨に沿って、相均しいものとしてその持分を定めるものとする。

まず、E O及びB bの意見を総合して記載した部分については、各人の寄与の度合いが証拠上不明であるので、E O及びB bの持分は相均しきものと認められる。

また、書籍六全体の編集著作権についての共有著作権の持分の割合は、前掲各証拠によれば、原告及びE Oが主として、A pが従としてこの編集行為に関与しているものと認められるから、原告二、E O二に対し、A p一と認めるのが相当である（なお、A p及び原告の著作部分について、法人著作が成立するか、著作権の被告B f館への譲渡があったかについては、後に判断するとおりである。）。」

体位交換

- ポイント
- 体調の悪い時は無理に動かさない
 - 移動の際、絶対に体をひきずらない
 - 移動する時は常に細かく相手に声をかける
 - 急には動かさない
 - 最低2時間毎に体位交換をする

上下左右移動



- 1 膝を立てる。
- 2 肩と腰の下に手をしに動かす。
- 3 2人で体をもち持ち上げる。
- 4 1人の時は上半身をわけて手前に引く。



おこす

介護者はマヒ側に立ち、片手を頭の下に、他方の手を背中まわしおこす。

動く手を介護する人の肩にかける。



ひざを軽く曲げる。

- 健康な人は寝ているとき無意識に寝返りを打ちます。マヒの人にはまめに体の位置を変えましょう。
- マヒ側を下にした場合は20分を限界とする。
- 寝間などまめに介助できないときはエアーマットなどを用いるとよい。

腰痛の強い人を起こす時は腰を一枚の板の横によじらず膝げずに座らせる。



お向きから横向き



手を胸の上に。下になる方の手は上に。向かせる方向の足に、他の足を重ねる。



肩と腰に手をあて、静かに引きよせる。

ベッドから椅子へ（車椅子・ポータブルトイレもほぼ同じ）



- 1 腰側のそばに椅子をおき、片手を椅子の上につく。
- 2 肩の位置を動かして体を前傾にして立ち上げる。
- 3 約90度腰をまわす。
- 4 介護者は立ち上るとき腰を介助する。

- 5 腰をまわす時だけ介助がいるようなら、立ち上るときは手伝わず、交差しているだけにする。

マヒの人の望ましい体位



のどがのびる。

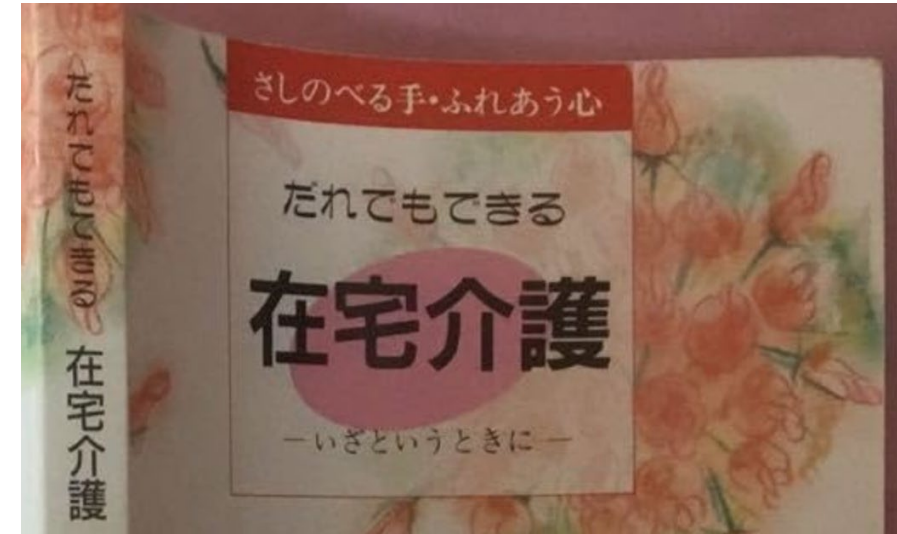


ひざは天井に向けて、枕などでおさえる。

手にはタオルなどを巻いて巻く。

肘のうしろ、枕など

【出典】



●介護のころ・工夫編

堀 雅子 特別養護老人ホームみぎわホーム寮母・詩人

●いざというとき編

大川優美子 東京都在宅介護研究会代表

1993年 1月15日発行

¥1,440（消費税含）無断禁転載・複写

発行 東京都在宅介護研究会

〒173 東京都板橋区大山金井町38番5号 日本光学工業協同組合会館6F

TEL. 03 (3973) 8219 FAX. 03 (3973) 1781

編集 大川優美子

東京地裁平成27年12月9日判決（ヘアスタイル写真事件）

- ◆ 原告写真には、ヘアスタイルを創作したヘアドレッサーの創作的寄与と写真構図を創作したカメラマンの創作的寄与がある。写真は、ヘアドレッサーとカメラマンの共同著作物か？
 - 裁判所の判断： 本判決は、ヘアドレッサーとカメラマンとの間で原告写真を撮影する行為自体について**共同創作の意思がない**ので共同著作物ではない、と判断した。すわわち、本判決は、共同創作の意思が共同著作物の成立要件であるとの見解を示した。
 - 私見： ヘアドレッサーとカメラマンが合意した上、ヘアドレッサーが写真撮影のためにヘアスタイルをセットし、カメラマンがそれを利用して写真を撮影したのであれば、共同創作の意思が認められるべきと考える。
 - 共同著作物でない場合、ヘアドレッサーが創作したヘアスタイルは著作物であり、原告写真はその二次的著作物と評価されるべきと考える。
- ※ 本件では、被告は、どのような趣旨で共同著作物の主張をしているのか不明確であった。

【原告写真の例】



共同著作物の著作権

- 著作権持分の譲渡の制限： 他の著作権共有者の同意を得なければ、自己の持分の譲渡をすることができない（65条1項）。
 - 著作権の行使の制限： 著作権共有者全員の合意によらなければ著作権を「行使」できない（65条2項）。65条2項の「行使」は、自ら著作権を実施（複製、翻案等）することと、第三者に著作権の実施を許諾（ライセンス）することを意味する。
 - 他方、各共有者は、単独で（他の共有者の同意を得ることなく）、差止請求をし、自己の持分に相当する損害の賠償請求をすることができる（117条）。
 - 持分譲渡、行使を拒絶する正当な理由： 各共有者は「正当な理由」がない限り、持分譲渡の同意、行使の合意を拒絶できない（65条3項）。拒絶しようとする共有者が「正当な理由」の立証責任を負う。
 - 「正当な理由」の判断基準は確立されていない。当事者各位の経済的利益を比較考慮して判断されるべきと考える。
- ※ 黄色ハイライトは、特許権が共有されている場合と異なる点。

65条

「共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- 3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。」

共同著作物の著作権

117条（共同著作物等の権利侵害）

「共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。」

※ 112条の規定による請求 = 差止請求

共同著作物の著作権

- 65条3項違反がある場合、合意を求める著作権共有者は、合意を拒否する著作権共有者に対して、合意の意思表示を求める訴訟を提起することができる。その勝訴判決（合意拒否の「正当な理由」は立証されていないと認定する判決）の確定により意思表示が擬制される（民事執行法177条1項）。
- 合意を拒否する著作権共有者が提起した著作権侵害訴訟において被告（著作権を行使した他の著作権共有者）が65条3項違反を主張した場合、合意請求訴訟を経なくても、合意拒否の「正当な理由」は立証されていないと認定されれば、すなわち65条3項違反が認定されれば、合意を拒否する著作権共有者による被告に対する差止請求／損害賠償請求は権利の濫用になると考える。

※特許法は、無効審判を経ることなく、侵害訴訟の中で特許無効の抗弁を主張することを認めている。

65条

「共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- 3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。」

民事執行法177条1項（意思表示の擬制）

「意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。」

共同著作物の著作者人格権

- 著作者人格権の行使の制限： 共同著作者全員の合意によらなければ著作者人格権を「行使」できない（64条1項）。64条1項の「行使」は、自ら公表、氏名表示又は改変することを意味する。
- 他方、各共同著作者は、単独で（他の共同著作者の同意を得ることなく）、差止請求をし、自己の持分に相当する損害の賠償請求をすることができる（117条）。
- 信義に反する行使拒絶の制限： 各共同著作者は信義に反して行使の合意を拒絶できない（64条2項）。著作人格権を行使しようとする共同著作者が信義に反することの立証責任を負う。
- 「信義に反する」の判断基準は明らかでない。一般的に著作者人格権侵害の状態は容易に解消可能であること、著作者人格権侵害の損害は精神的損害に限定されることから、64条2項違反は文字通り信義に反する場合に限定され则认为る。
- 64条2項違反がある場合、合意を求める共同著作者は、合意を拒否する共同著作者に対して、合意の意思表示を求める訴訟を提起することができる。その勝訴判決（合意拒否は「信義に反する」と認定する判決）の確定により意思表示が擬制される（民事執行法177条1項）。
- 合意を拒否する共同著作者が提起した著作者人格権侵害訴訟において被告（著作者人格権を行使した他の共同著作者）が64条2項違反を主張した場合、合意請求訴訟を経なくても、64条2項違反が認定されれば、合意を拒否する共同著作者による被告に対する差止請求／損害賠償請求は権利の濫用になると考える。

64条

「共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。」